

## 深谷市子ども・子育て会議傍聴規程

(趣旨)

第1条 この規程は、深谷市子ども・子育て会議運営規程(平成25年こども未来部長決裁)第3条第3項の規定に基づき、深谷市子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴人の定員)

第3条 一般席の傍聴人の定員は、会議の会場の規模に応じて会長が定める。

(傍聴の手続)

第4条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴受付簿に住所及び氏名を記入するものとする。

(傍聴席に入ることができない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

(2) プラカード、旗又はのぼりの類を携帯している者

(3) 鉢巻、腕章、タスキ、リボン、ゼッケン又はヘルメットの類を着用し、又は携帯している者

(4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、映写機又は写真機の類を携帯している者(撮影し、又は録音することについて会長の許可を得た者を除く。)

(5) 酒気を帯びていると認められる者

(6) 前各号に掲げる者のほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

(1) 会議における言論に対し、拍手その他の方法によ

り公然と可否を表明しないこと。

(2) 私語、談笑その他会議の妨害となるような行為をしないこと。

(3) 鉢巻、腕章、タスキ、リボン、ゼッケン又はヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。

(4) 飲食又は喫煙をしないこと。

(5) みだりに傍聴席を離れないこと。

(6) 他の傍聴人の迷惑となるような行為をしないこと。

(7) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た場合はこの限りでない。

(会長の指示)

第8条 傍聴人は、会長の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、深谷市子ども・子育て会議運営規程第3条第1項の規定により会長が会議を非公開としたときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 傍聴人がこの規程に違反するときは、会長はこれを制し、その指示に従わないときは、これを退場させることができる。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年7月5日から施行する。